

論 文

保険学からする社会保険学

庭 田 範 秋

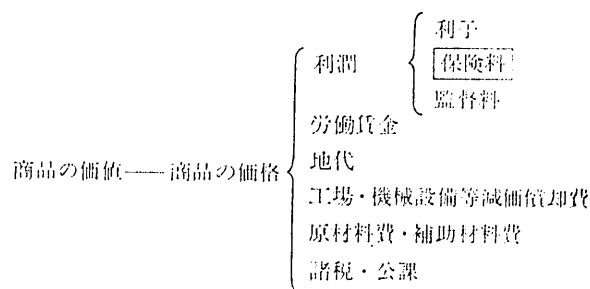
I 経済学としての保険学の位置付け

われわれが保険という制度に、根本的そして最終的に何を求め、何を期待するかのその“何”において学理を組み立てていくかで、そこから形成されてくる保険学の本質とそのあり方が規定されてくるであろう。若干の例外はあるいはあろうかもしれないが、今日の段階では保険に圧倒的多数の人々が“経済的保障”を求め、期待し、この経済的保障の遂行と達成の過程や程度または純度・適切度さらには適正度において保険を評価する以上、ここでの保険学はかりに「経済学の継子」であったり、「経済学で理解されない特殊的存在」であったとしても、なお経済学の一部そして一種と把握されるべきであろうとなるのである。まさに保険学は経済学として形成されなければならないのである。

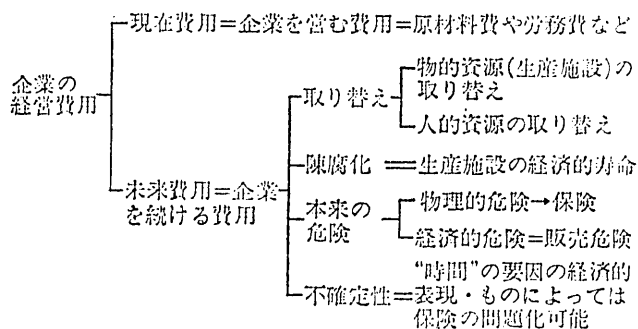
ところで経済学の歴史において、きわめて重要な位置に据えられ、そして据えられ続けてきた学理に“価値論—価格論”があるが、そのなかで保険はどのように扱われているであろうか。そして具体的には価値形成の生産過程を分担して達成する企業における経営費用のところでは、保険はどのように組み込まれていくであろうか。しかして経済構造または活動を社会的な規模で捉えた場合、物財の流れに対しまったく逆流するといってもよい金・貨幣の流れの二面があり、それらはそれぞれお互いに裏打ちの関係にあって活動形態を顕現するのであるが、その貨幣のあり方の追求によって保険はどのように登場し、機能するのであろう

か。それらを図式化すると次のごとくになるであろう（図1、図2、図3）。

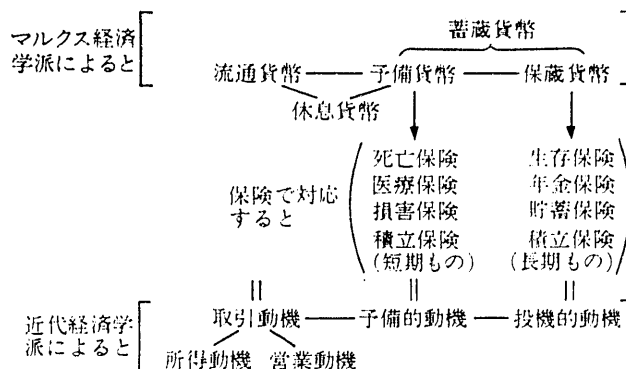
〔図1〕 価値形成—価格形成と保険



〔図2〕 企業における経営費用と保険の関係



〔図3〕 貨幣の流れ・種別と保険の関係



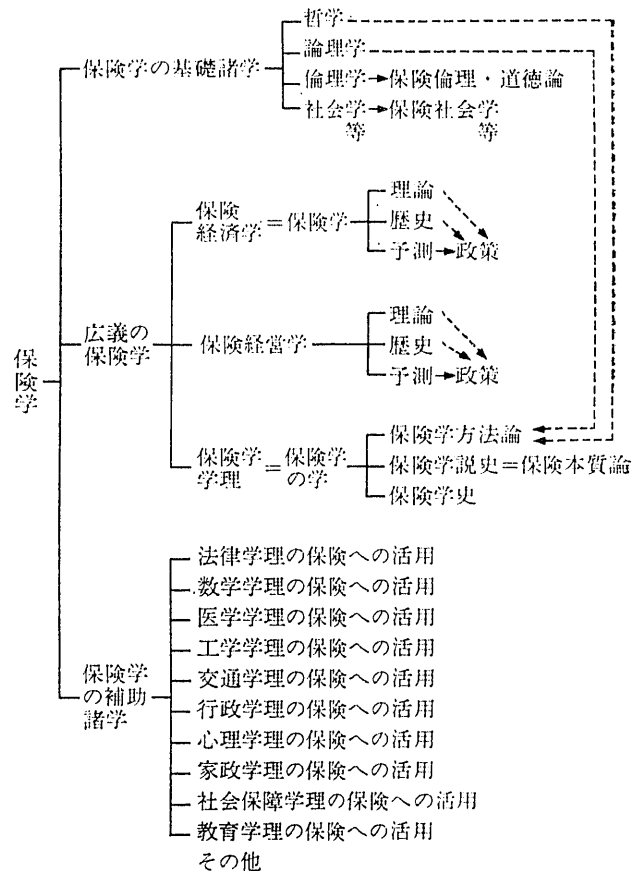
〔図 4〕 保険学の体系と内容

II 保険学の内容

保険学は経済学であるべきなのに、まことに特異な発展を遂げた。たしかに見ようによっては「保険とは長期にわたり、多数の人々との約束事」とされることから、ごく初期においては保険学の関心と対象は“約款作成論・解釈論”に注がれ、終始したかの感がある。次いで“料率論・数理論”へと重心を移していったが、これをもって契約として形成・登場した保険を制度的に破綻なからしめるよう努めたのである。このことを続けながら“商品開発論”へと進んでいき、次々と新種の保険を誕生させ、そして提供したのであった。続いて“保険経営論”の時代に入る。そこでは一面では保険の経営合理化による価格引き下げにおいて一層の普及を図り、他面ではより多くの利潤の生み出しを図ったのである。しかし、いよいよ“保険マーケティング”の時代に入った。とにかく保険を売らなくては問題にならない。保険経営者の側からすればアンダーライティングということになる。最後に迎えた保険の機能とその学理としては“保険金融論”であろう。保険料として集め、流れ込んできたお金・貨幣をいかに金融市場において投融資・運用して、より多くの利潤・利子を上げるかということである。時代は金融革命の到来を告げ、もともと特殊金融機関として金融制度内に位置付けられていた保険制度・企業を見直し、金融面で評価替えするわけである。

ではこれからの将来・未来はというと、それはおそらく“情報科学論”のなかの保険学として、一層の飛躍と転換をなすであろうと予測されるところである（図 4）。

さて保険学の歴史でもうひとつの特色ある現象としては、保険本質論の重視である。なんといっても保険の歴史は長く、その間に損害保険と生命保険、保険と共済、私的保険と公的保険、個別保険と社会保険、在来保険（海上・火災・生命の諸保険）と新種保険のように、それぞれに分別される各種の保険を包括しての一体的本質把握には、なみなみならぬ困難と学的興味があっただけに、



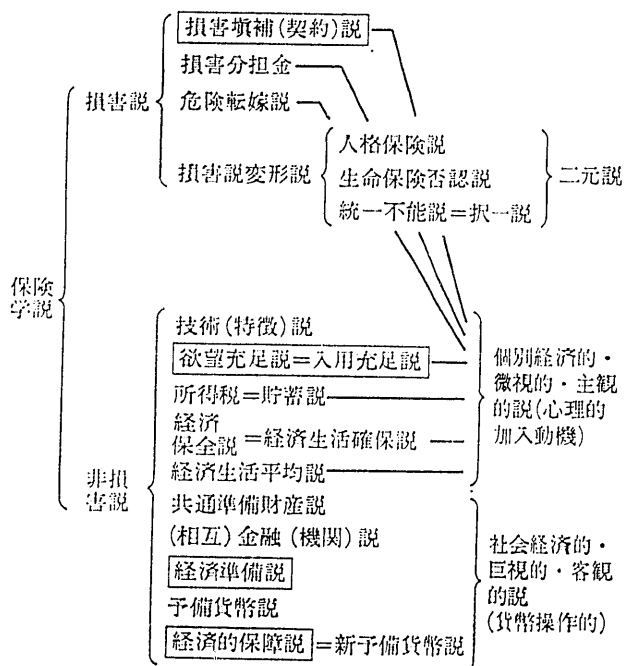
あたかも一人一本質論とされるほどに多数が登場した。だがそのおおかたは泡沫のごとく消え去る運命にあって、現在では予備貨幣説を下敷きとしての“経済的保障説”において保険本質論争もピリオドを打たされたの感がある。

保険本質論はまず損害説から始まった。それというのも、保険そのものが海上保険なる損害保険からスタートしたことによる。これはあまりに法的・契約論的本質論にすぎた。次いで個別経済的・微視的・主観的そして心理的加入動機に着目した諸説が登場したのであり、これはきわめて長く信奉され続けた。そして保険という制度が社会的に高く位置付けられ、社会的に大きな活動を展開しだすにつれて、社会経済的・巨視的・客観的そして貨幣操作の面に着目した諸説の時代を迎えるに至ったのである。このなかでの経済的保障説は、私的保険・個別保険と公的保険・社会保険との一体的本質把握を可能とし、またこれが予備貨

幣説を下敷きとする新予備貨幣説であることから、保険における保障機能と金融機能の両者をひとつに組んでの理解・把握を達成したのであって、だからこそその後は新保険本質論は姿を見せないのであった。

それあるがゆえに保険とされ（主たる要素の同一性）、それを欠くがゆえに保険とされない（主たる要素の不存在性または相互差異性）、その“それ”こそが保険の本質である。そして保険の本質を論理的に簡潔に文章化して表現するとそれが保険学説となる。保険学説を基礎に据え、支柱としてそれをめぐって保険の万般の現象を矛盾なく、系統立て、体系化して理論を構築すると、それが保険理論となるのである。かかる観点からそれぞれの保険学説を検討すると、わずかに保険理論しかして保険学派として残りうるものは、損害填補説、欲望充足説、経済準備説ならびに経済的保障説であろう。とはいえ経済的保障説を別にすれば、他の学説はことごとく過去の学説化してしまっているのである。洪水のように出された群小の保険学説は、おおかた言いつばなしのそれにすぎなかった（図5）。

〔図5〕 保険本質論—保険学説



III 保険の歴史と社会保険の登場

保険の原始的形態，原始的保険とされるものの経済市場に登場したのはきわめて古い。しかし近代的保険とされるそれとなると，やはり資本主義経済ならびに社会の形成・展開をもってされるであろう。そして社会の変化が保険の変化をもたらし，そのことに比べればきわめて微弱ながらも，保険の発展とその変化が経済や社会を変革させた事実，決して忘れてはならないし，不当に軽視してもいけないであろう。また制度としての保険の発展と，それを具体化すべく諸事務・作業を担当して経済的保障の体制を成立させ，遂行し，達成させる機関としての保険企業の登場・活動・変転をも，保険の歴史上で十分に把握しておかなければならないであろう。その意味で保険の歴史は制度の歴史であるとともに，保険経営の歴史でもなければならぬはずである。しかも同時に，実は経済的保障という福祉活動・事業との関連的理解も欠くことは許されまい（図6，図7）。

過去から現在までの保険の歩みをたどって，それを前途に向けて延長していくと，そこには保険の将来とか未来とかが浮かび上がってくるであろう。過去から現在の延長線上の未来であり，また未来を先取りしての現在というあり方も考えられるのである。そのような保険の未来といっても，現在からの遠さで予測範囲内未来，予想範囲内未来，空想範囲内未来と，おのずから分けられてこよう。

IV 保険の分類と社会保険

保険の分類の保険学上の重要性は，最近になって少しく薄れたといわれだしてきた。それというのも保険業法の実質上の規制力が弱まり，生命保険と損害保険の実際上の区別が必要性を減じ，生損保兼営が可能となったり，第三の保険分野とされる保険種類が多数登場し，あえて保険を生保と損保に分類する必要が後退したからである。と同時に個別保険と社会保険の関係にも変化が現れだ

〔図 6〕 時代の発展と保険の発展

	時 代	福祉の追求形態	経済的保障としての保険種目	保険企業形態	保険の性格	
競争し生き抜く	資本形成ならびに蓄積時代	○資本形成・蓄積のために、人々の生活をかえりみて配慮する余裕乏し。 ○形成・蓄積されつつある資本をなによりも大切にした。 ○商業や貿易によって、いち早く富＝資本を形成・蓄積せんとした。	○せめて共済方式で、人々は生活を守ろうとした。 ○貿易を円滑化し発展させるために、資本の保持と確保に努め、海上保険が登場した。	○原始的共済 ○個人保険業者	投機性保険	商業資本主義
生産強化で生活を押し上げる	蓄積された資本を回して生産を推進時代	○労働者の生活の場ならびに商品流通の場としての都市の形成。 ○生産をめぐる大資本活躍の時代。 ○生活水準が向上し、消費の場において、人々が家屋や家財をもつようになった。 ○労働力の源泉にしてその宿っている肉体・生命を各人が保全せんと努めるようになった。 ○人々が科学的・合理的な経済計算をするようになった。 ○私有財産制度絶対視の時代。	○都市における火災保険の登場。 ○生活のゆとりにつれ、共済から近代的な生命保険へと移行した。	○株式会社保険	合理性保険	産業資本主義
向上分配を正す生活	経済活動の成果の分配問題重視時代	○労働組合を結成、団体交渉を通じて労働条件の改善に努めた。 ○労資の階級対立が目立ち、社会主義思想が発展した。 ○資本が膨大化し、この大資本が経済界を支配した。	○国家が低所得者階層を対象に簡易保険を実施した。 ○社会政策的目的をもって社会保険が登場し、発展した。 ○巨大リスクを保険が担保するために再保険が大いに活用された。	○保険国営企業 ○保険準国営企業	社会性保険	金融資本主義
生活のゆとりにつれて変化あらしめる	経済全般に対し、生産偏重は是正され諸関係調整時代	○独占的大資本の経済支配に対し、各面で人間性の重視がいわれ、人間関係の適正化が努められた。 ○金融機関と産業資本の結託による国家経済の支配。 ○技術開発、技術高度化が生産・流通両面で著しく推進された。 ○国際関係の緊密化とその調整が重視された。 ○国家政策の見地から、国家的規模で各種の政策が展開された。そこでは国民生活の安定と向上が図られた。 ○中間階級の層が厚くなり、知識・情報・技術による支配社会となる。 ○資金運用事業の発展とその活発化により、財テク重視・節税努力が見直されてきた。	○多数の新種保険が登場、なかんずく自動車保険や賠償責任保険。 ○社会保険が社会保障へ発展的解消。 ○産業振興保険が活躍している。 ○近代的共済の独占のアウトサイダー的存在。 ○団体保険が社会保険と普通保険の中間性をもって登場し、発展した。 ○国民世論に押されて公害保険が志向される。 ○保障と金融の一体化商品の開発・登場。	○保険独占体 ○保険金融機関化 ○相互会社保険 ○協同組合保険 ○外国保険会社	福祉性保険	家福祉主義国

し、この両部門の保険の中間に位置付けられるという意味での“第三の保険分野”または“保険の第三分野”なるものができたりして、あえて保険を分けるにも及ぶまいとなってきたからである。

しかしこれはあまりに短絡的な結論である。各種の基準に応じて保険をそれぞれに分別することで、一段と保険の現代的機能や範囲や、領域や問題点が鮮明にされてくるのであって、保険の分類こそ保険の実態を直接または間接に明確化するということもできよう。

(1) 生命保険と損害保険、これはごく一般的にして常識化した分け方で、学術的にはあまり意味をもたないまでも、とにかく世間・世俗で通用

しているだけに無視できない。そしてこの2つの保険分野の間に、第三の保険分野と呼ばれる保険群が登場してきた。もっとも個別保険と社会保険の中間の保険を第三の保険分野と呼んだことも当初はあったが、今日ではほとんど消えてしまった分別である(図8, 図9, 図10)。

(2) 社会経済場裡に存在する危険に応じての保険の分類(図11)。

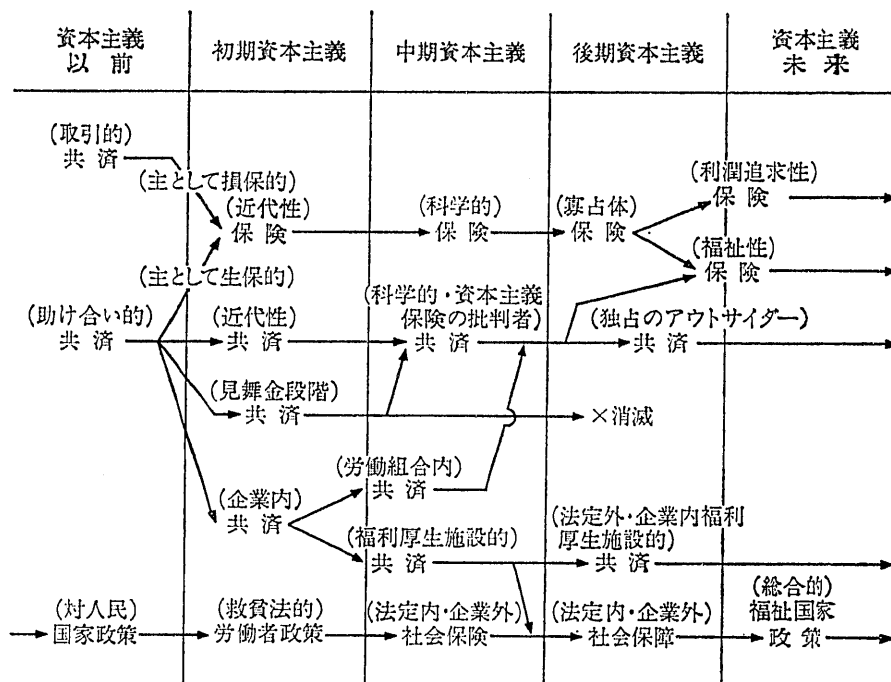
(3) 家計保険と企業保険という分類(図12)。

(4) 保険の社会的な性格に基づく分類(図13)。

(5) 政策性の有無による保険の分類(図14)。

(6) 保険分類の一覧表(図15)。

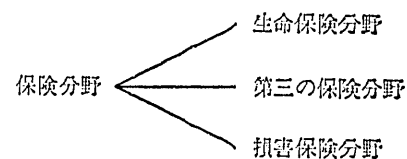
〔図 7〕 資本主義経済の変転と保険・共済・社会保険



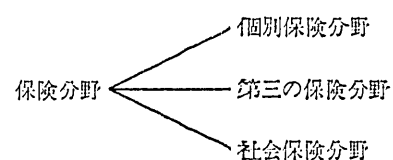
〔図 8〕

生命保険	損害保険
経済的保障を目的とす	経済的補償を目的とす
生活保障の制度	損害填補の制度
人体とか生命に付保	物財とか物的利害関係に付保
人間の死亡および一定期間ないし一定時点までの生存を契機に保険金を支払う	保険契約によって定められた偶然の一定事故の発生を契機に保険金を支払う
保険金は定額の場合がほとんど	被保険者の被った損害額に関わらして保険金が支払われる
生死という保険事故を中心として定義する	財物の損害に備えるとの観点から定義する
人保険	物保険

〔図 9〕



〔図 10〕



(7) 在来保険か新種保険かによる分類 (図 16)。

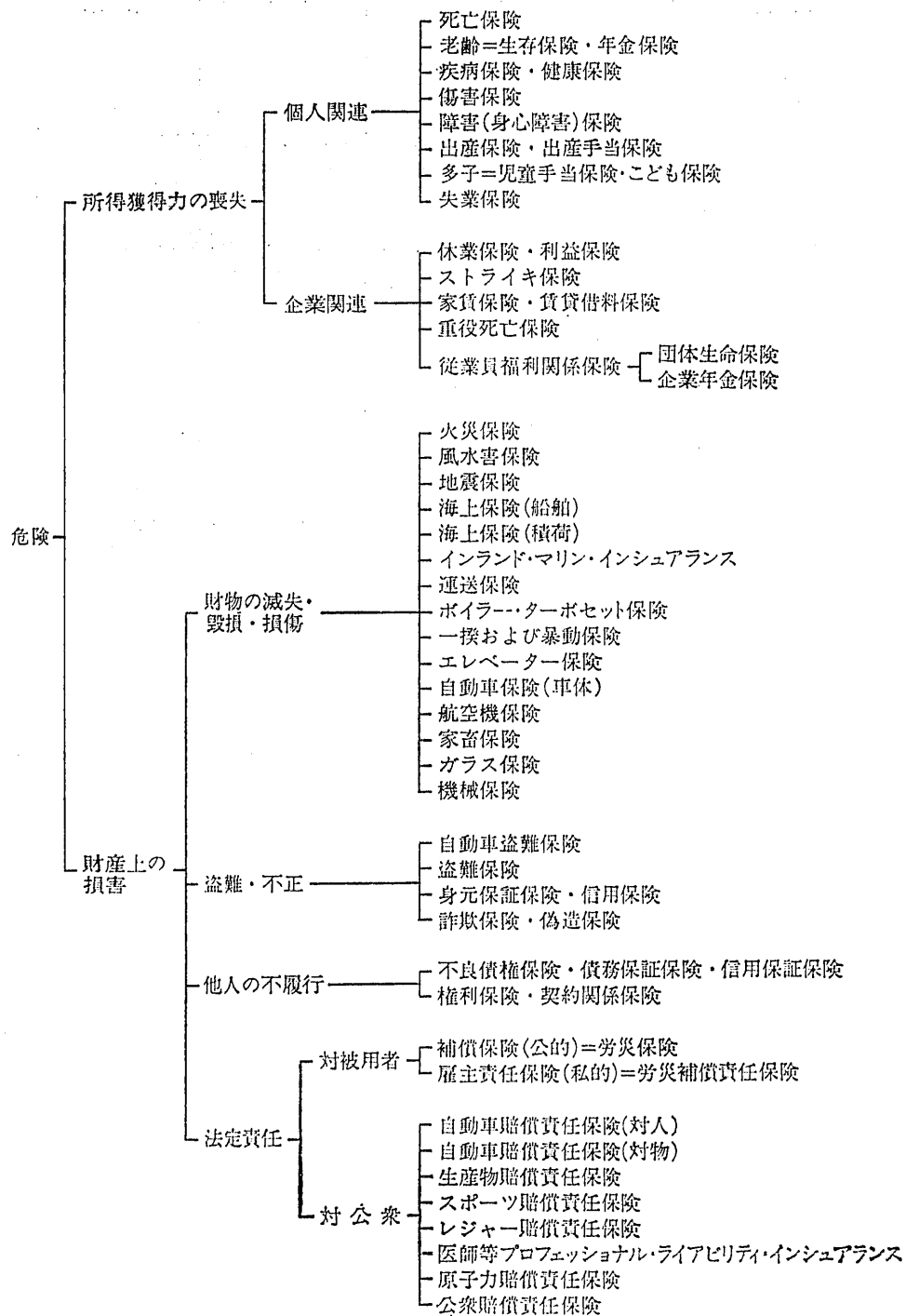
(8) 保険収支・財政への対応姿勢による分類 (図 17)。

V 社会経済のなかでの私的保険・個別保険と公的保険・社会保険

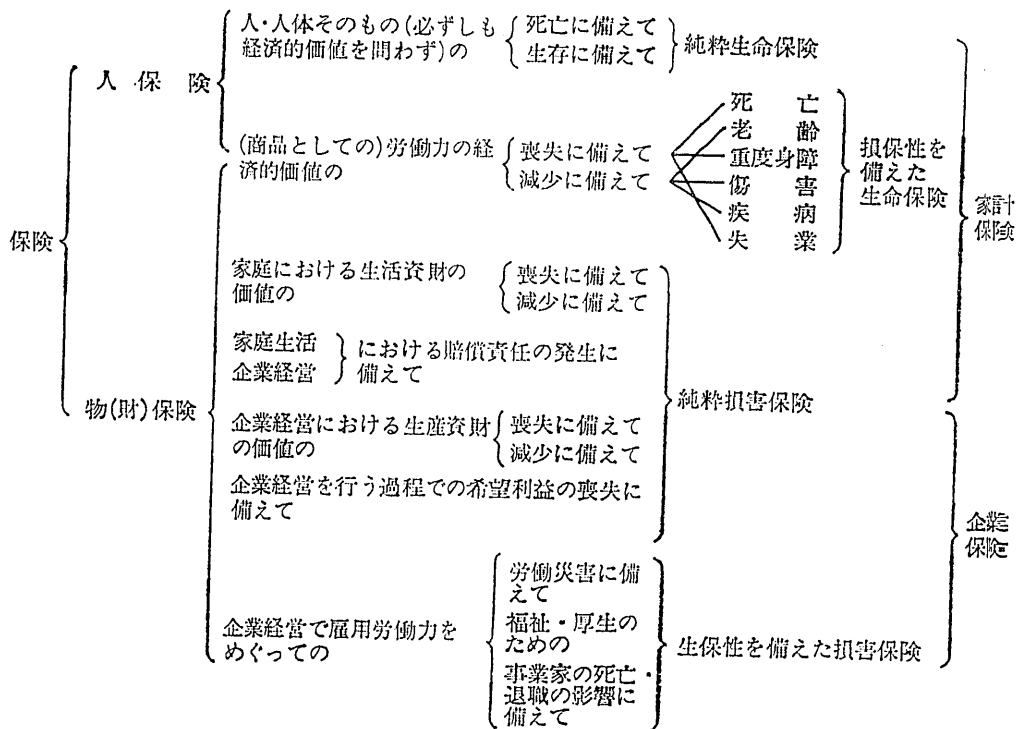
福祉への要望が驟々として広まり、津々としてゆき渡っていく社会にあって、経済的保障は福祉追求と達成の中核的存在となった。そこで経済的

保障をめぐっての公的と私的な諸制度が誕生し、ひとつのブーム現象化しつつある。ここで注意すべき事柄として、現代ではあたかも公的保険しかして社会保険こそが私的保険そして個別保険に対し先発・主導の制度としての位置付けをされているが、保険学理側からすると、私的保険・個別保険のほうが歴史的登場では早く、そしてその近代的制度としての整いも先であったとされている。そして技術の面においても間違いなしに先輩格であることは否定のしようもない。その代わりにそ

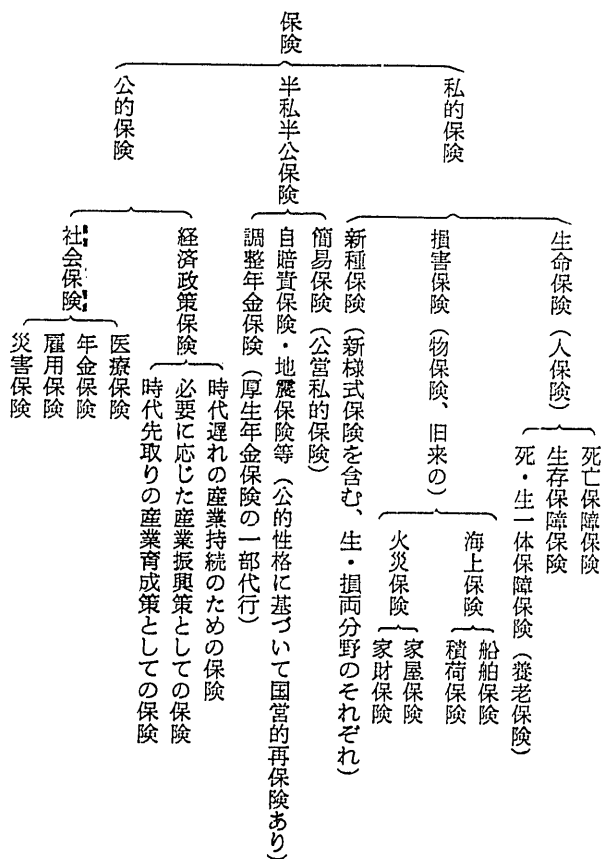
(図 11)



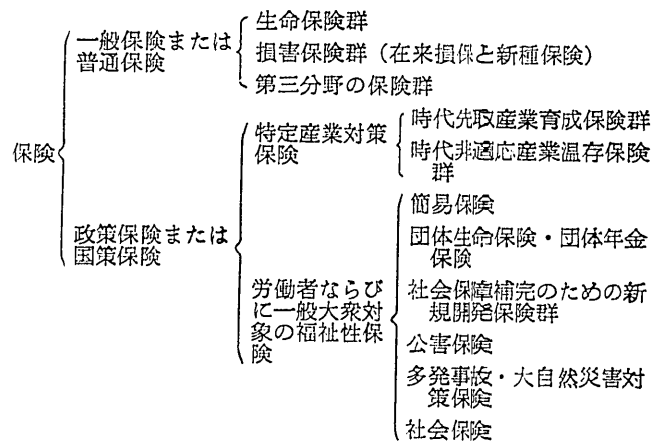
〔図 12〕



〔図 13〕



〔図 14〕



の後の理念の深奥さや高潔さにおいては、社会保険のほうが指導者的地位を占めたことも、これまた否定を許さないところである。経営または運営の合理性や効率性の達成のための技術においては、私的保険・個別保険の側が師であり、理念の現代性や国民性においては公的保険・社会保険のほうに当今では師とされるべき地位にあらう。同じく福祉と保障をめぐってといっても、それぞれに相違するところであり、よって〈競合一代替一補足一補完〉などのあり方と関係が形成されてくるで

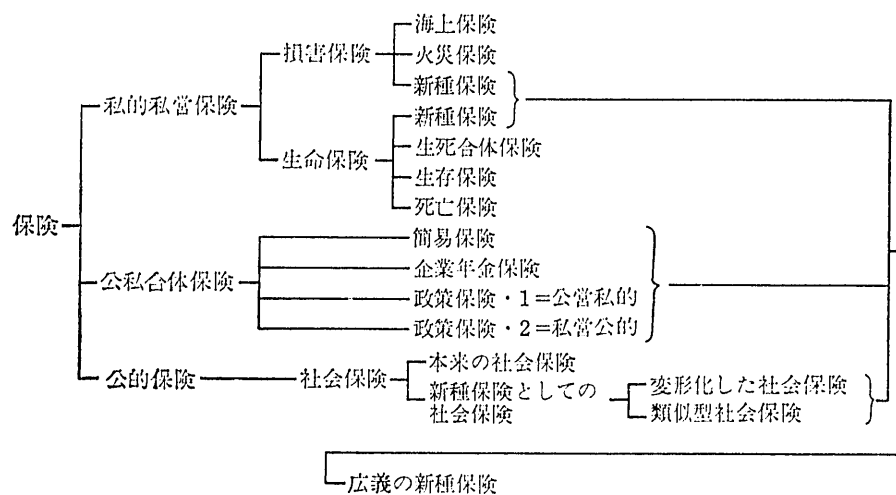
〔図 15〕

事故の対象
 経営の主体
 経営の動機
 加入者の性格
 (保険料支出者の性格)
 加入の動機
 保険料の性格
 給付の基準
 給付の手段
 被保険者の選択方式
 引き受け内容
 危険分担の関係
 責任の所在
 国家政策性の有無
 法制上の基準
 危険の対象
 保険期間の長短
 リスクの種類
 生産活動との関連
 金融性の重視
 給付の仕方
 (保険金受取方法)

保 險 分 類 表									
人 保	人 保	人 保	人 保	人 保	人 保	人 保	人 保	人 保	人 保
公営(国営)保険	民 営(私営)保険	公 営(国 営)保 險	民 営(私 営)保 險	公 営(国 営)保 險	民 営(私 営)保 險	公 営(国 営)保 險	民 営(私 営)保 險	公 営(国 営)保 險	民 営(私 営)保 險
非営利保険	営 利 保 險	非 営 利 保 險	営 利 保 險	非 営 利 保 險	営 利 保 險	非 営 利 保 險	営 利 保 險	非 営 利 保 險	営 利 保 險
企 業 保 險	家 計 保 險	企 業 保 險	家 計 保 險	企 業 保 險	家 計 保 險	企 業 保 險	家 計 保 險	企 業 保 險	家 計 保 險
任 意 保 險	強 制 保 險	任 意 保 險	強 制 保 險	任 意 保 險	強 制 保 險	任 意 保 險	強 制 保 險	任 意 保 險	強 制 保 險
費 用 保 險	蓄 積 保 險	費 用 保 險	蓄 積 保 險	費 用 保 險	蓄 積 保 險	費 用 保 險	蓄 積 保 險	費 用 保 險	蓄 積 保 險
損 害 保 險	定 額 保 險	損 害 保 險	定 額 保 險	損 害 保 險	定 額 保 險	損 害 保 險	定 額 保 險	損 害 保 險	定 額 保 險
現 物 保 險	金 保 險	現 物 保 險	金 保 險	現 物 保 險	金 保 險	現 物 保 險	金 保 險	現 物 保 險	金 保 險
個 別 保 險	団 体(集 団)保 險	個 別 保 險	団 体(集 団)保 險	個 別 保 險	団 体(集 団)保 險	個 別 保 險	団 体(集 団)保 險	個 別 保 險	団 体(集 団)保 險
単 一(契 約)保 險	複 合(契 約)保 險	単 一(契 約)保 險	複 合(契 約)保 險	単 一(契 約)保 險	複 合(契 約)保 險	単 一(契 約)保 險	複 合(契 約)保 險	単 一(契 約)保 險	複 合(契 約)保 險
元 受(原)保 險	再 保 險	元 受(原)保 險	再 保 險	元 受(原)保 險	再 保 險	元 受(原)保 險	再 保 險	元 受(原)保 險	再 保 險
個 人 保 險	社 会 保 險	個 人 保 險	社 会 保 險	個 人 保 險	社 会 保 險	個 人 保 險	社 会 保 險	個 人 保 險	社 会 保 險
普 通 保 險	經 済 政 策 保 險	普 通 保 險	經 済 政 策 保 險	普 通 保 險	經 済 政 策 保 險	普 通 保 險	經 済 政 策 保 險	普 通 保 險	經 済 政 策 保 險
損 害 保 險	生 命 保 險	損 害 保 險	生 命 保 險	損 害 保 險	生 命 保 險	損 害 保 險	生 命 保 險	損 害 保 險	生 命 保 險
人 保	非 人 保 險	人 保	非 人 保 險	人 保	非 人 保 險	人 保	非 人 保 險	人 保	非 人 保 險
短 期 保 險	長 期 保 險	短 期 保 險	長 期 保 險	短 期 保 險	長 期 保 險	短 期 保 險	長 期 保 險	短 期 保 險	長 期 保 險
財 産 損 失 保 險	所 得 力 喪 失 保 險	財 産 損 失 保 險	所 得 力 喪 失 保 險	財 産 損 失 保 險	所 得 力 喪 失 保 險	財 産 損 失 保 險	所 得 力 喪 失 保 險	財 産 損 失 保 險	所 得 力 喪 失 保 險
資 本 再 生 産 関 連 保 險	勞 働 力 再 生 産 関 連 保 險	資 本 再 生 産 関 連 保 險	勞 働 力 再 生 産 関 連 保 險	資 本 再 生 産 関 連 保 險	勞 働 力 再 生 産 関 連 保 險	資 本 再 生 産 関 連 保 險	勞 働 力 再 生 産 関 連 保 險	資 本 再 生 産 関 連 保 險	勞 働 力 再 生 産 関 連 保 險
金 融 性 保 險	保 障 性 中 心 保 險	金 融 性 保 險	保 障 性 中 心 保 險	金 融 性 保 險	保 障 性 中 心 保 險	金 融 性 保 險	保 障 性 中 心 保 險	金 融 性 保 險	保 障 性 中 心 保 險
年 金 保 險	一 時 金・一 括 払 保 險	年 金 保 險	一 時 金・一 括 払 保 險	年 金 保 險	一 時 金・一 括 払 保 險	年 金 保 險	一 時 金・一 括 払 保 險	年 金 保 險	一 時 金・一 括 払 保 險

(注) この図における枠内で横に仕切りの線は、枠外上の基準で分類した場合のおおかたの領域の大きさを示すものである。

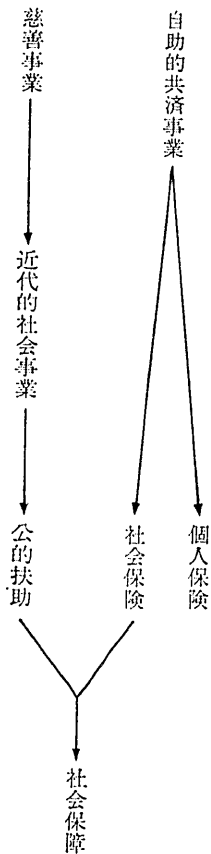
〔図 16〕



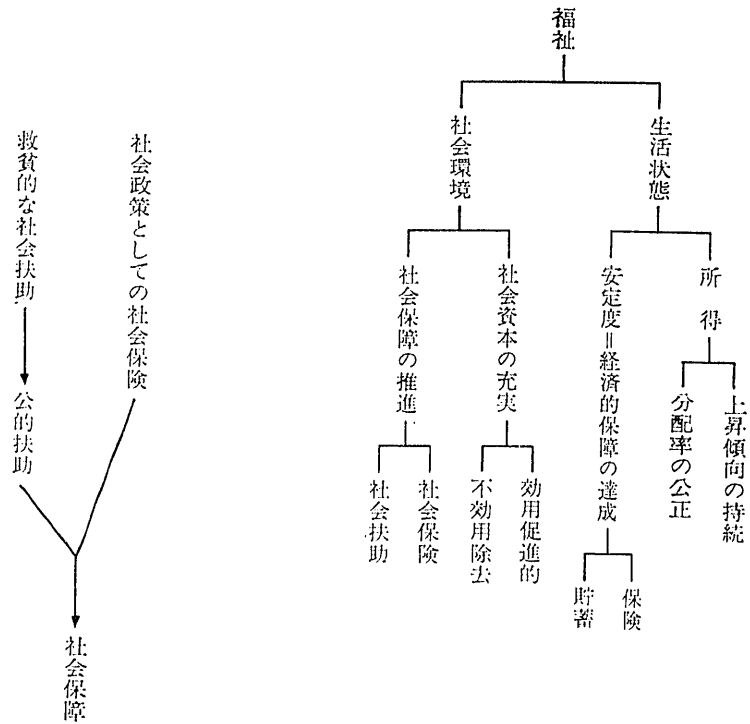
〔図 17〕

	個 別 保 險	社 会 保 險
長期的	厳格な数理計算	一種の“目安”的計算
短期間	配当で適宜調整	財政再計算ごとに〈改正〉による修正

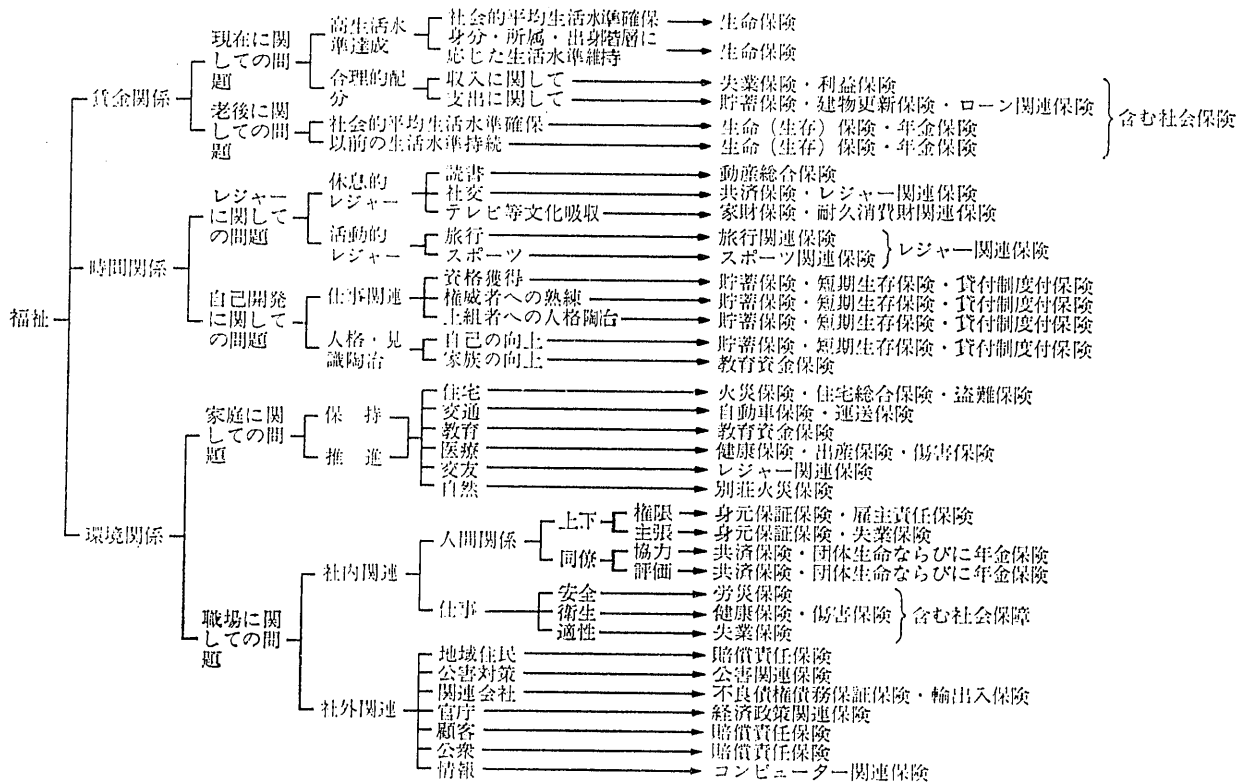
〔図 18〕



〔図 19〕



〔図 20〕



あろう。

(1) 自助と慈善における個人保険と社会保険の関係 (図18)。

(2) 福祉の観点より保険と社会保険を誘導 (図19)。

(3) 福祉の観点からの保険の分類 (図20)。

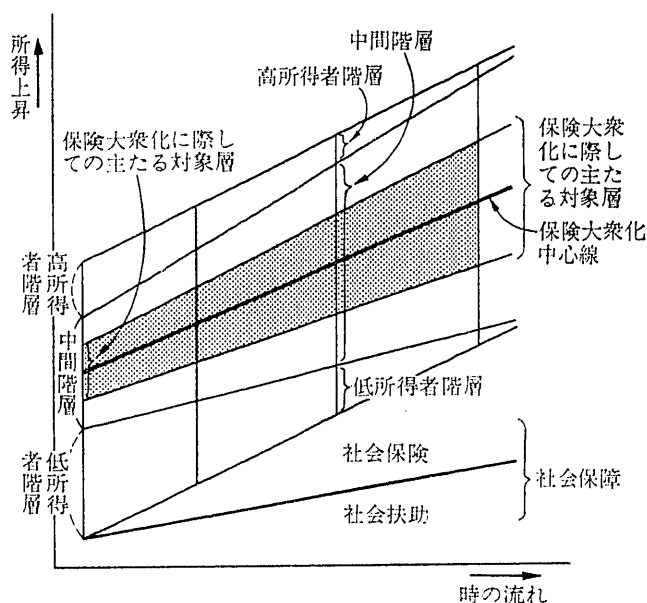
(4) 福祉社会を達成するための手段の一環としての私的保険・個人保険 (個別保険と解してよい) ならびに社会保険 (各種の公的保険もここに含ませて考えてよい) の追求 (図21)。

(5) 公的保険・社会保障 (ここでは社会保険が中心と捉えてよい) と私的保険・民間保険・個人保険 (これは個別保険と解してよい) の相互関係 (図22)。

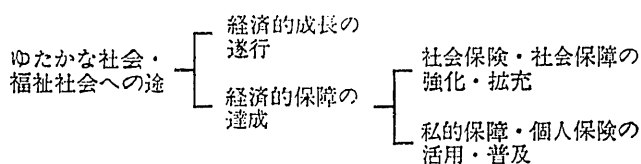
(6) 保険の大衆化現象をめぐっての社会保障のあり方 (図23)。

(7) 現在のわが国の経済的保障の体系または体制のなかでの民保・共済・簡保・社保そして外国保険などのあり方 (図24, 図25)。

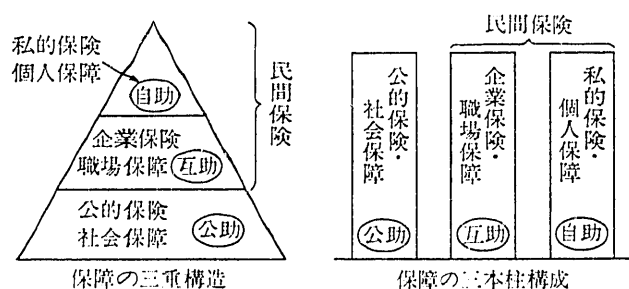
〔図 23〕



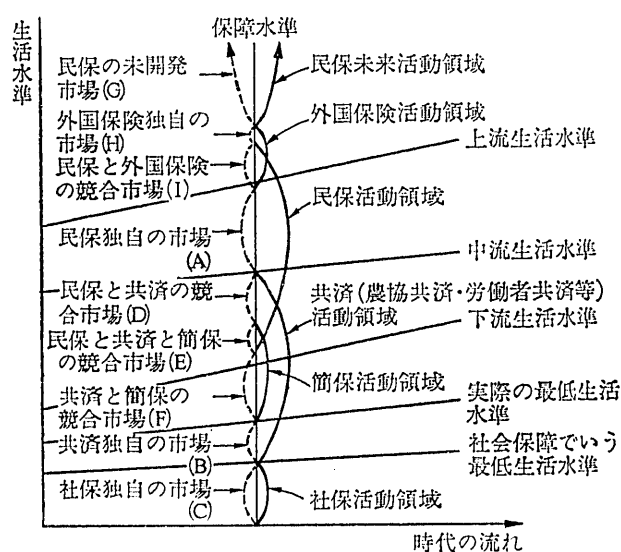
〔図 21〕



〔図 22〕



〔図 24〕



日本保険・保障市場; A+B+C+D+E+F+G+I

民 保 市 場; A+D+E+I

共 済 市 場; B+D+E+F

簡 保 市 場; E+F

外 国 保 険 市 場; H+I

A; 民保独自の市場

B; 共済独自の市場

C; 社会保障独自の市場

D; 民保と共済の競合市場

E; 民保と共済と簡保の競合市場

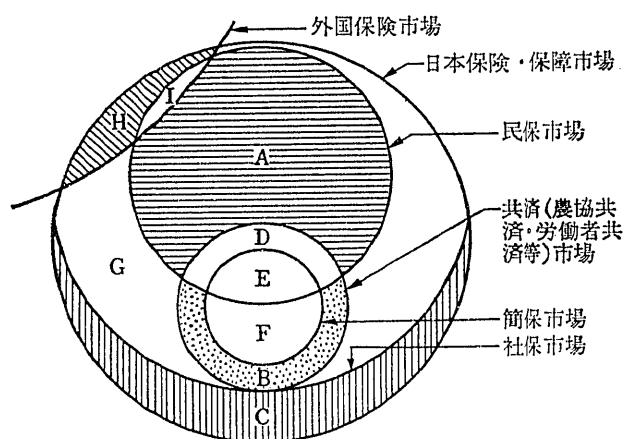
F; 共済と簡保の競合市場

G; 日本保険・保障未開発市場

H; 外国保険独自の市場

I; 民保と外国保険の競合市場

〔図 25〕



VI 保険の原理と社会保険への修正

保険学では保険の原理をきわめて重視して、力説する。一般には第一原理として“給付・反対給付均等の原理”がまずあって、続いて第一原理のうへに第二原理としての“収支相等（くれぐれも相当にあらず）の原理”が成り立ちうるとしているが、事実はずしもそうではない。まずごくおおまかなその保険団体の運営・経営における収支相等の状態を想定し、そこから保険料ならびに保険料率を割り出してくるとの行程をたどるのである。そしてこのようなあり方、手続きをししばらく踏襲する過程で、保険事故発生確率が大量法則的に把握され、しかして経験が積み上げられるのをまって、本格的な給付・反対給付均等の状態が確立されて、以後は〈第一原理の実施→第二原理の達成〉と推移していく。新しい保険の生誕とそれに続く初期の段階では〈収支相等の状態→給付・反対給付均等の状態〉とあり、保険が定着してくると〈給付・反対給付均等の状態→収支相等の状態〉とし、そこで初めて本格的に安定・定着してくる。考え方としては初期においてはやや賦課方式数理的であり、その後は積立方式数理的であるとされよう。きわめて傾向的表現にすぎはするが。

私的保険にして民間保険においては、当初は保険料・保険料率は高めに設定され、過度の黒字の発生や累積をまってそれは引き下げられるのが普

通である。しかるに福祉にまつわり、関わる社会保険においては、まず低価格・低料率において福祉達成や推進に向けてその保険が発足せしめられ、そして大幅な赤字の発生や深刻な財政窮迫をまって、保険料・保険料率の引き上げが策されるのである。まさに私的保険・個別保険と公的保険・社会保険とでは、保険料・保険料率をめぐる動きは逆的である。

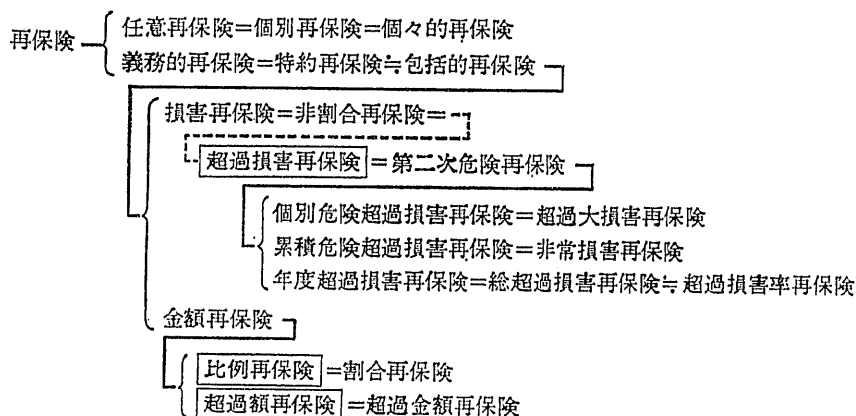
さて私的保険では収支破綻を恐れて、ぜひとも回避しなければならないことから、再保険なる制度が設営・利用されることになる。保険収支が破綻しても保険者・保険団体のみずからの力でしか対応できないのであるから、再保険はぜひとも必要不可欠である。しかるに公的保険・社会保険は国営・準国営にして、結局は財政保証は国家にあり、国費をもって財政補償がなされるとの本来の見地から、一切再保険は必要ないといわれてきた。が、しかしこれは必ずしも正しくない。公的・国営の保険といえどもそれぞれに保険者があり、保険団体を形成して財政健全化を希求しつつ追求しているのであるから、保険学でいう再保険制度そのものではないまでも、なお再保険的制度はありうるであろう。多くの場合それはまことに不完全・不十分なものにして、そして“財政調整≡制度間財調”と呼ばれるものにすぎないのであるが。また高額医療費共同事業なども広義の再保険か？

再保険制度は、保険制度の華とされている。それほど高度に発展したもので、保険の原理と技術が集約している。最近では「再保険制度が組みえるし、組まれる約束があるからこそ、元受保険が開始され、着手され、創設される」とまでいわれるに至ってきた。かりに再保険制度が社会保険において導入されたとしたら、損害再保険、しかしてそのなかの個別危険超過損害再保険（超過大損害再保険）あたりが応用されるのではなかろうか（図26）。

VII 保険金・保険料のあり方と個別保険ならびに社会保険

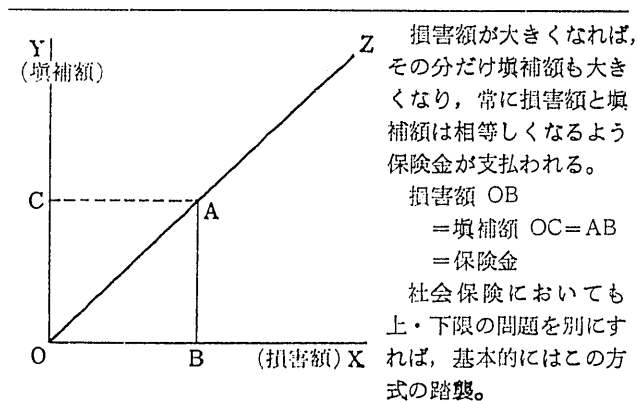
保険金支払いについても、私的保険・個別保険

〔図 26〕



はそれなりの技術をもっている。ひとつには道徳的危険の誘発を防ぎ、保険を通じて利得などの現象が生じないようにするためである。次いで保険経営の安定を図り、そのための保険収支の健全性を常時かつ長期に維持せんがためである。さらに保険契約者平等待遇の原則の達成を図るためでもあって、これらの諸目的・諸要請の追求に向けて、ただ単に保険金支払い・保険給付の部面だけでなく、それは保険料支出・被保険者拠出のところでも同時に追求されて、ここに“給付と負担の公平ならびに平等の達成”という表現で、実は最近では社会保険のところでもかかる動きが顕著となってきた。ただし私的保険・個別保険のところでのそれは、保険としての範囲・領域を超えるものでないのに対し、公的保険・社会保険においては、発想と手法は社会的立場・見地、社会的視角・場裡においてのそれであって、相互比較をしてみると微妙に相違することがわかるであろう。

〔図 27〕 実損填補

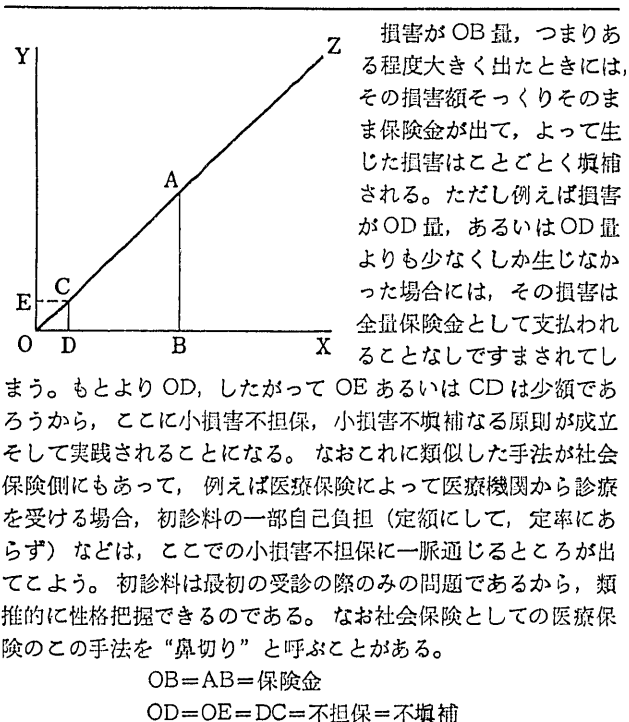


(1) 保険金支払い・保険給付をめぐるの諸技法 (図27, 図28, 図29, 図30, 図31, 図32, 図33)。

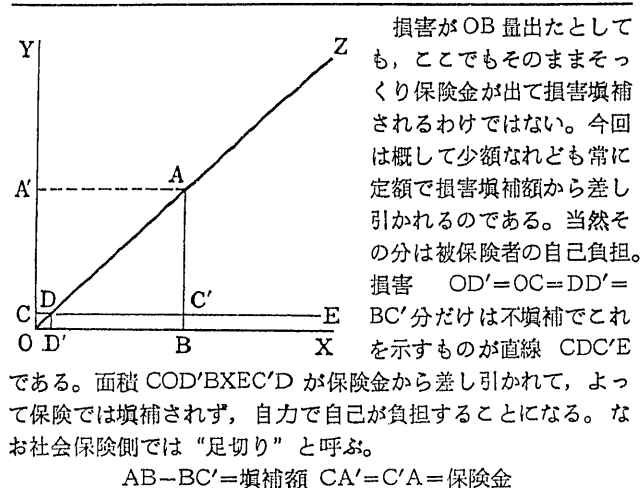
(2) 保険料の算定をめぐるの諸技法 (図34, 図35)。

保険料については、私的保険・個別保険と公的保険・社会保険とでは、だいぶ様相を異にする。まず付加保険料なる部分が社会保険では欠落する。それに所得再分配の使命を達成するために必ずしも給付・反対給付均等の原理が遵守されているわ

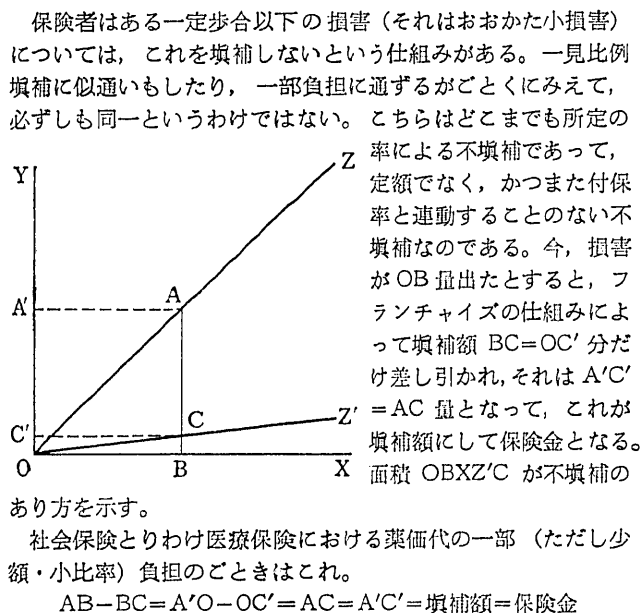
〔図 28〕 小損害不担保＝小損害不填補



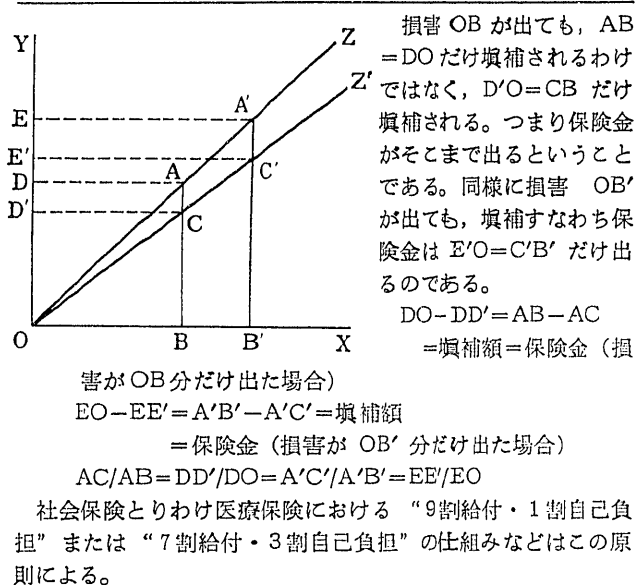
〔図 29〕 被保険者一部負担 (定額自己負担)



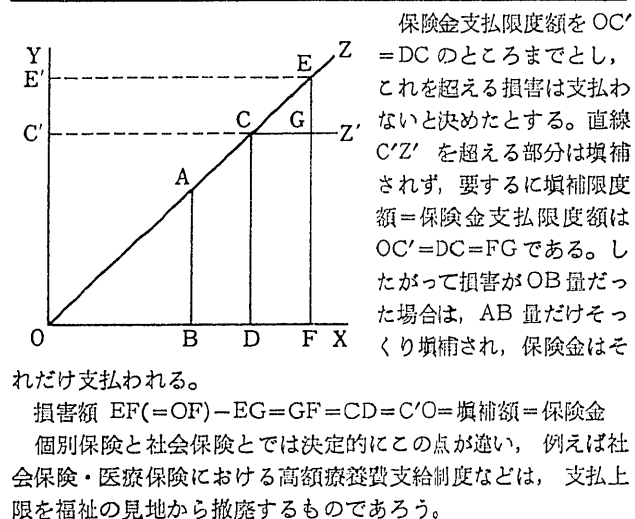
〔図 30〕 フランチャイズ (franchise)・免責歩合



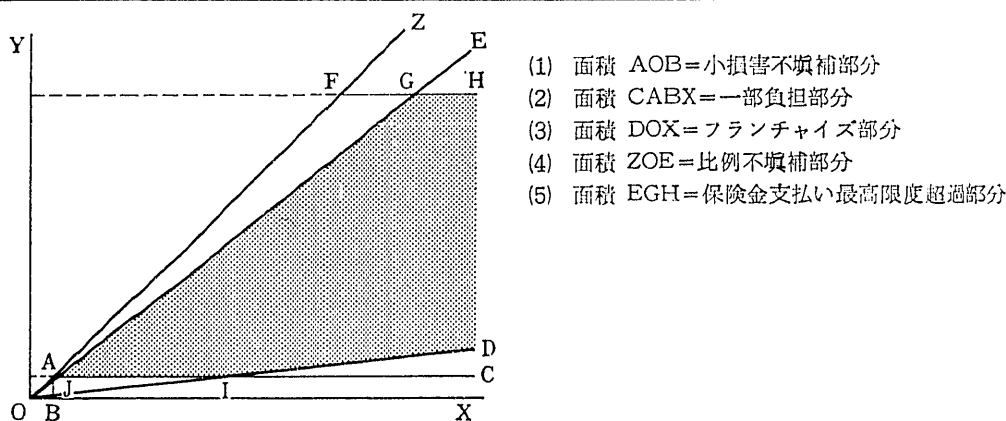
〔図 31〕 比例填補



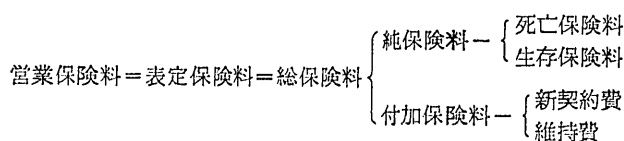
〔図 32〕 保険金支払限度額設定



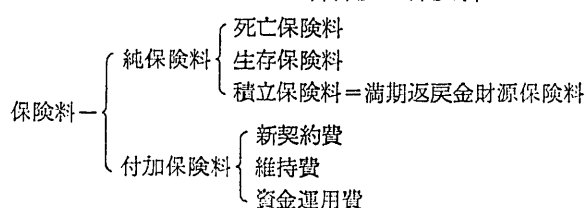
〔図 33〕 保険金支払いの諸工夫をひとつに図示



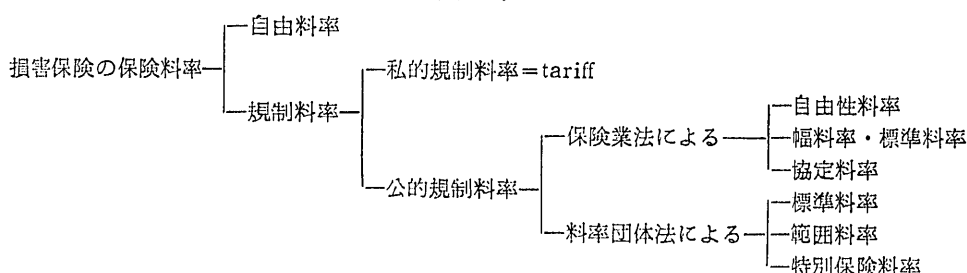
〔図 34〕 養老保険の保険料



〔図 35〕 長期総合保険の保険料



〔図 36〕



けではないところで、これまた大なる特色を示している。ただここで注意しうことは、かりに福祉のための所得再分配といっても、保険の原理・技術（それは道徳的危険や事故誘発などを防止する要素が強い）よりすれば、保険料のところで操作してのほうが、保険金・保険給付のところでの再分配的操作より、より好ましいのである。

保険料率の算定・決定にも種々なる方式があって、ただ社会保険では標準料率や、範囲料率が利用されるところである（図36）。

VIII 保険の周辺にあるものと社会保険

「危険なくして保険なし」なる保険の標語は、「危険あれば保険あり」にほとんどそのまま移行できるものの、それは長い人類文化の歴史ならびに将来展望をふまえて初めてなせることで、現在の社会ならびに経済の状態・情勢のもとにあっては、それなりの各種の保険の限界が想定され、そして実際に存在しているのであって、社会経済の進展や学理の向上、なによりも保険企業の経営体制の整備ならびに経営実力の涵養をまって、保険の限界なるものは克服されつつ、限界線はさらに遠く押しやられていくこととなる。しかして保険の限界線上ならびにその周辺にあるものも多く、これらはときとして保険の競合者・代替者であったり、あるいは補足者・補完者であったりもするのであ

る。社会保険はひとつの見方としては“保険のあるもの”とされながらも、別の見方としては“保険の周辺にあるもの”とされているのである。

（1） 保険の限界、すなわちそれを超えると保険でなくなり、そのなかにとどまれば保険とされ

〔図 37〕

- (a) 危険すなわち偶然なる事象をめぐる限界
 - 危険率の測定不可能なるもの→社保化ありうる
 - 異常に過大なるもの→社保化ありうる
 - 異常に過小なるもの
 - あまりに稀有なるもの→社保化ありうる
 - 同時発生的なるもの→社保化ありうる
 - 道徳的危険を強く伴うもの
 - 事故認定の正確を期し難いもの
 - 貨幣価値で測定でき難い損害を生じるもの
- (b) 保険経営の限界
 - 保険経営に乗せるに魅力なきもの、すなわち売れも、儲かりもしそうにない商品となるもの→社保化ありうる
 - 保険経営を脅かす程度の損害を生じそうなもの→社保化ありうる
 - ときとして再保険化に失敗しそうなもの→社保化ありうる
 - 保険経営の実力からしてはみ出すもの、いまのところ手いっぱいでは応じきれないもの→社保化ありうる
- (c) 社会的な信義誠実・公序良俗に反しそうなという意味での限界
 - 事故誘発危険の大きいもの
 - 保険化して保証・補償することで、社会悪を促進しそうなもの
 - 国際的トラブル発生につながりそうなもの
 - 保険化して保証・補償することで、逆に社会の進歩にブレーキをかけそうなもの

〔図 38〕

1. 自家保険・自己保険
2. 貯蓄
3. 保証
4. 無尽・たのもしこう
5. 賭博・とみくじ
6. 慈善→社保化ありうる
7. 共済→社保化ありうる
8. リスクマネジメント→社保化ありうる
9. 国家的救済→社保化ありうる

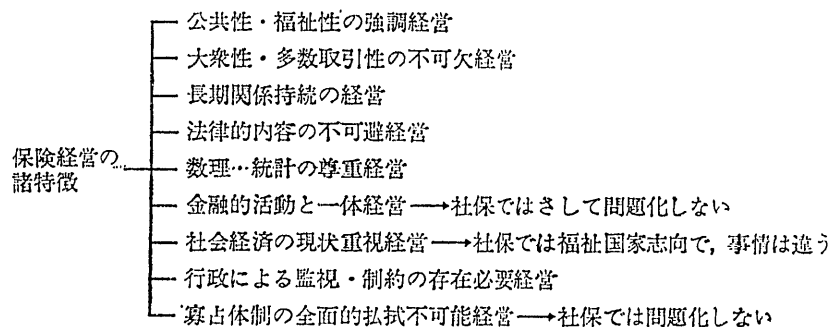
るところの、境界線をなす諸条件のこと。保険の限界とは、実は保険成立の条件としてもよい（図37）。

さて保険の周辺にある諸制度、すなわち競合・代替または補足・補完の関係にあるものを列記すると、次のようになろう（図38）。

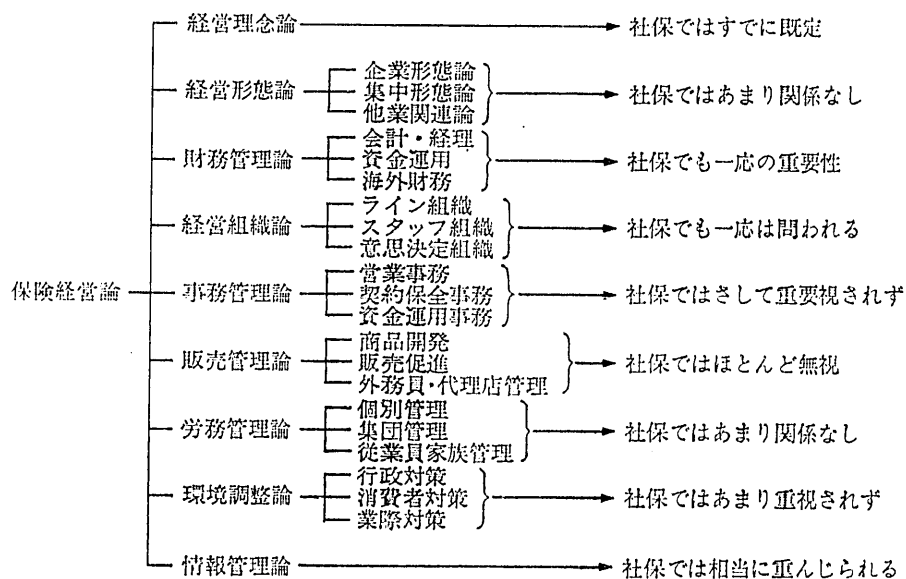
IX 保険の経営と社会保険

保険学のきわめて大きな部分が保険経営論・保険経営学であることは事実である。保険の企業経営に乗らなければ現代経済社会にあっては保険とはなり難いのである。保険商品化と保険マーケティングをまわって保険経営はまず成り立ち、そしてそこで初めて制度として定着しうるであろう。そして保険経営学の諸内容は、おおかた社会保険運営論のところでも利用可能である。社会保険の各制度といえども、その制度的な合理化や効率化は追求しなければならないであろうし、最終的な収支相等を長期にわたって無視し続けることは許されないであろう。近時は金融活動の重要性にも目覚めてきたようであるが、そうなると保険経営と

〔図 39〕



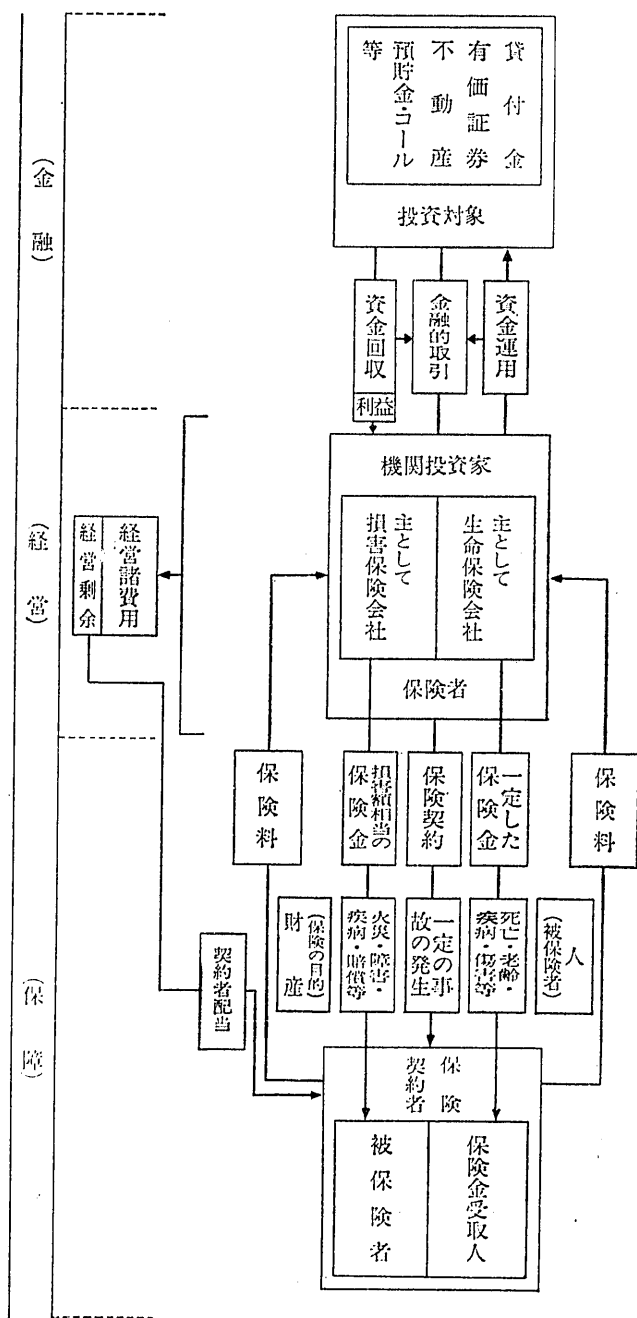
〔図 40〕



著しく接近したとされるであろう。だがそれでも大きな相違が保険企業（私的私営、株式会社組織であれ相互会社組織であれ）の経営とに存在する。それは付加保険料なる発想のところで見られるが、それとても“社会保険事務の一元化・一本化による効率性追求”との要望の高まりにおいて、徐々に保険経営学的になってきた。

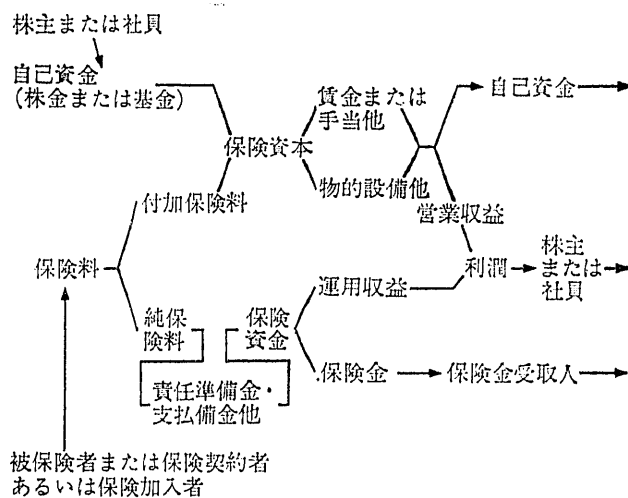
(1) 保険経営の諸特徴 (図39)。

〔図 41〕



※ 社保では経営剰余や契約者配当はいわない。

〔図 42〕



※ 社保では保険資本という概念はなく、利潤もない。また株主や社員への配当などもない。また民保でいう支払備金はおおた社保あるいは公営保険でいう支払準備金に当たる。

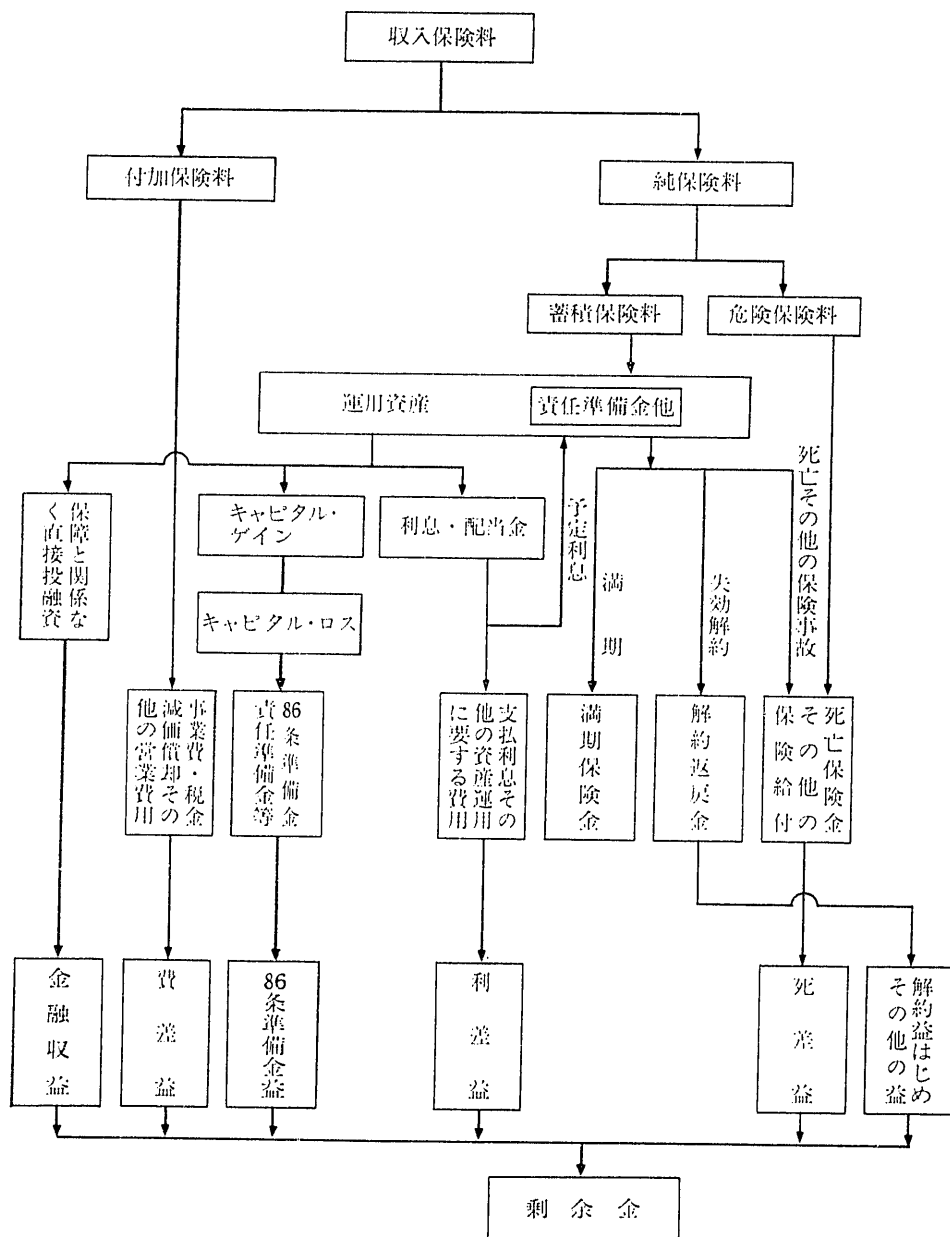
(2) 保険経営の内容 (図40)。

(3) 保険企業の経営内容と実態 (図41, 図42, 図43, 図44)。

(4) 収支相等の原則の内容をめぐって。

収支相等の原則の把握の仕方では、個別保険と社会保険または私営保険と公営保険で徹底的に違うところは、その保険企業の収支・財政の最終責任が企業自体にあるのか、国にあるのかのところである。いいかえれば収支・財政につき国家の保証または国庫の補償の有無ということであろう。長い時間をかけての、そして社会保障としての年金制度にしる医療保障にしるそれぞれの制度全体の規模で“財政相等の原則”を貫こうとするわけである。そこには累積赤字棚上げ、国庫補助・国庫援助、制度間財政調整、各種補助金、利子補給または棚上げ、その他各種の方法の実践を通じて、〈社会保険における収支相等＝財政相等の達成〉が図られるのである。とはいえ危険選択の自由がなく、損害査定がさして厳格ならず、給付・反対給付均等の原則の励行が必ずしも厳正ならず、福祉の要求で給付が多彩化されるうえにやや放漫に流れ、本来給付に加えて福祉サービスの給付が行われがちとなる社会保険各種では、しょせんは赤字発生に向かうことはあっても、なかなか堅実財政・健全収支とはいかぬであろう。

〔図 43〕 生命保険会社の経営とそのなかでのお金の流れ



※ 社保ではもとより剰余金の概念はない。また損益・収益そして86条準備金などの概念もない。

〔図 44〕

1. 収支相等の第一段階
純保険料総額＝支払保険金総額
2. 収支相等の第二段階
純保険料総額＋付加保険料総額
＝保険金総額＋経営経費総額
3. 収支相等の第三段階
1つの保険種目で〈純保険料総額＋付加保険料総額〉と
〈保険金総額＋経営経費総額〉の間で赤字が出て、他の保
険種目の黒字でこれを補填する→社保でもありうる。
4. 収支相等の第四段階
純保険料総額＋付加保険料総額＋資産収益・金融収益＝保
険金総額＋経営経費総額
5. 収支相等の第五段階
一時期において〈純保険料総額＋付加保険料総額〉と〈保
険金総額＋経営経費総額〉の間で赤字が出て、他の時期の
黒字（含み益・含み資産なども込めて）でこれを補填する。
6. 収支相等の第六段階
1つの保険種目そして一時期においてそこでの保険経営全
体で赤字が出て（予定の利益や剰余が出ない場合も込め
て）、過去から現在までの保険経営の収入と蓄積（含み益・含
み資産も込めて）の、そしてすべての保険を一括して考えて
のうへの経営実力の発揮をもって収支相等を維持する。

X 保険政策と社会保険

保険が多分に公共性を有し、より福祉性の追求に今後は向かうとするならば、そこには〈保険行政—保険政策〉の展開による国家・政府の指導・監督、規則・統制が存在し、しかも強力となることは避けえないであろう。最近は一画において保険への規則緩和が図られつつあるが、そこではいわゆる“船団行政”による“保護行政”そして“独占禁止法適用除外”などが後退を余儀なくされているのである。それというのも、①消費者運動による批判の強化、②周辺金融業界や金融機関による保険保護への反発、③外国保険業者からの日本保険業界保護行政批判・日本保険市場自由化要請、そして最後に④それぞれの保険企業の経営実力の強化による自由競争受入可能性・保険保護後退許容可能化などである。

もともと社会保険は保険供給独占にして、保険加入強制そして保険者引受義務存在なのであるから、そこには保険政策としての成長政策はほとんど必要ない。公正政策もかれこれ維持・遂行されているであろう。もっとも大切にされて求められて

〔図 45〕

- 保険行政
- a. 公示主義（イギリス）
 - b. 準拠主義（オランダ）
 - c. 免許主義または実質的監督主義（アメリカ、イタリヤ、ドイツ、日本）→社保は徹底的にこれ

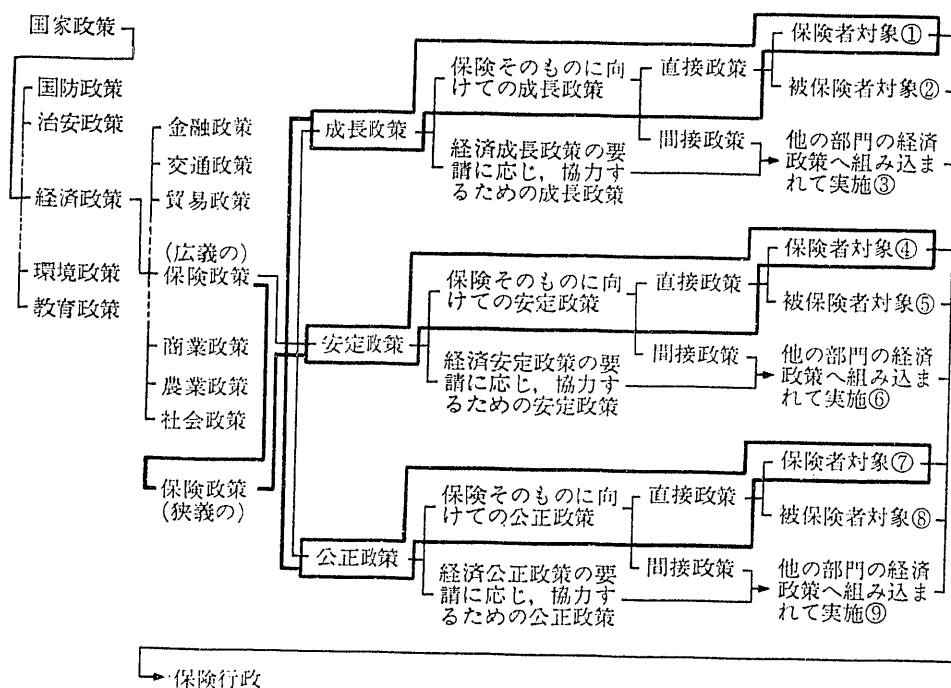
やまないものが保険安定政策ということになる。

（1） 保険行政の性格と内容（図45）。

社会保険学者ならびに実務家等の関係者がしばしば気楽に、簡便に発言・主張するところであるが、「社会保険の及ばざるところ、至らざるところ、適せざるところなどを民営・私的な保険で補完されることを望む」。しかしまずいえることは、私的保険・個別保険そして民営保険、会社によって経営・販売・遂行されている保険が、広く社会や保険消費者より求められているその特別の保険を扱わなければそもそもがありえないわけであるから、そこを失念してはなるまい。そして民間の保険会社は儲からない保険は扱いたがらないものであり、まして行政・国・政府の強い要請があったとしても、わざわざ損になるような保険は（もちろん世間からあまり求められもしていない保険は）決して手がけないという事実は軽視できまい。

ごく最近までの保険学会会長・保険学界支配者にして超保守的学者たりし人物の、各所において同一の文言・文章をもって反復主張した“保険政策に対する見解”こそ、本音の部分での保険政策の性格を示すものではなからうか。「要するに社会保険による給付の不完全なものを補うことが、私営生命保険や簡易保険の課題である（一応の賛同が与えうる——庭田記）。逆にいえば私営生命保険事業や簡易保険事業のために、活動の場を与えるためには、社会保険給付の範囲ならびに程度が不十分であることを必要とするものであって（みだりに、そして速やかに、単純にも、また容易にも賛同でき難いと思われるのだが——庭田記）、そこに保険政策的問題が存在するといふべきである」とあるのであって、どうにも考えさせられ、しかして真意が捉えかねるわけである。かかる文言・主張は“古い保険学理にして、古い保険学者の理論”とされ、最近では保険学界においても影を薄めてきたであろう。別に「生命保険関係者は社会保障立法を不絶に監視（この文字の不穏当さは

〔図 46〕



どうだろう——庭田記)する必要に迫られている」
と同学者はわざわざ力説してもいるのだが。

(2) 保険政策の内容 (図46)。

〔記〕 本論文中の46の図はすべて筆者・庭田作成のものであるが一部『三田商学研究32巻6第』81号頁、(平成2年2月、慶応通信),『保険学』101頁、(1989年10月、成文堂)より引用転載している。また、本論文構成の必要上『季刊・社会保障研究27-3号』拙稿論文に掲載した図も使用した。

(にわた・のりあき 慶応義塾大学教授)